



## オフィスマネージャーのための HRセミナー

ニュースレターの項目を中心に給与関連の

税務改正/社会保険の動向について東京六本木法律事務所から大塚弁護士を迎え、弊社 社会保険労務士、税理士、スタッフによる HR セミナーを開催いたします。出席をご希望される方は2008年11月7日(金)昼12時まで下記アドレスにご連絡ください。

[distribution@okamoto-co.com](mailto:distribution@okamoto-co.com)

日時:2008年11月11日(火)午前10時から12時

場所:弊社研修室(弊社地図は以下のリンクをご参考ください)

<http://www.okamoto-co.co.jp/japanese/map.html>

### 決算公告

会社法では、株式会社は、決算書の要旨を官報もしくは日刊新聞の公告を規定しております。中小企業で決算公告を行っている会社は少ないのが現状です。罰金を課せられた例はありませんが、今後は決算公告の有無も問題になりうると考えられます。

### 株主総会

決算日から2ないしは3ヶ月以内に定時株主総会を開き、決算承認と剰余金分配や役員を選任について決議します。法人税申告書は株主総会での決算承認された財務報告をベースに申告します。

### 役員報酬の決定と手続き

役員報酬は、定款又は株主総会のいずれかで決定するのが通常です。役員報酬は、決算日から2ないしは3ヶ月以内に株主総会を開催して増額改定しておけば事前届出なしでも損金算入できます。臨時報酬(賞与等)は事前届出を一定期間内に税務署へ提出することが、損金算入する要件になります。

### 厚生年金保険料率(セミナー対象外)

2008年9月厚生年金保険料率が<sup>※</sup>15.35%(事業主、従業員折半7.675%)に変更になりました。今後、厚生年金保険料率は、毎年9月に0.354% 改定されて2017年の最終18.3%になります。

### 2008年10月 協会けんぽの設立

政府管掌健康保険では、全国健康保険協会(協会けんぽ)が設立され、各都道府県に協会けんぽの支部が新たに設置されました。協会けんぽでは、傷病手当金や出産手当金などの給付及び任意継続被保険者の適用、徴収業務を行います。協会けんぽから直接書類が返送されるようになります。

### ねんきん特別便

昨年来、ねんきん特別便は、年金期間の漏れや間違いが疑われる人に送られていました。今年4月からは、年金加入者に本人による確認を取るために送られています。特別便が来たら、不明な点を確認し(社会保険事務へ行く、専用ダイヤルで問い合わせる等)、ご本人が充分納得した上で返送することをお勧め致します。

### 各国との社会保障協定締結状況

締結済国:ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ

### 新しいサービス「電子ファイルキャビネット」のご紹介

定款、謄本、法人税申告書などの届出関係書類をPDFにて保管します。希望者は2009年1月よりウェブポータル上にて閲覧できるようにいたしますので、

[distribution@okamoto-co.com](mailto:distribution@okamoto-co.com)

まで申し込み用紙の請求をして下さい。

(株)オカモトアンドカンパニー国際会計事務所 /  
花登博子税理士事務所

〒102-0083 東京都千代田区平河町1-2-10

平河町第一生命ビルディング

TEL 03(5276)0900 FAX 03(5276)0950

<http://www.okamoto-co.co.jp>

注意 本ニュースレターの一部あるいは全部について株式会社オカモトアンドカンパニーの承諾を得ずにかなる方法においても無断で複写、複製することは禁じられています。